月刊 社長のミカタ
12月号 2024年11月28日発行
SINCE 1948 納税通信 増刊 第15巻12号（通巻175号）
発行 エヌピー通信社
毎月28日発行（昭和23年5月27日第三種郵便物認可）
〒104-0031 東京都中央区京橋1-14-9 4階 https://www.np-net.co.jp/

法人会
法人会は「健全な経営・正しい納税・社会貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。
会員募集中 法人会 検索
公益財団法人 全国法人会総連合

賢者の言魂 175

理想を持て、
夢を持て、志を持て。

越智 直正 ― タビオ

おち・なおまさ
昭和14(1939)年生まれ。愛媛県出身。昭和30(1955)年に中学校を卒業すると、15歳で大阪の靴下問屋に就職する。昭和43(1968)年、同僚の２人とともに独立して靴下専門の卸売問屋を「ダンソックス（現・タビオ）」の屋号で創業。開業資金は13万円だったという。昭和52(1977)年に法人化して「株式会社ダン」を設立、社長に就任した。昭和57(1982)年には小売販売にも乗り出し直営の１号店を神戸・三宮にオープン。昭和58(1983)年、「靴下屋」のショップブランドを採用しフランチャイズ１号店を福岡・久留米市にオープンした。「メイドインジャパン」にこだわり続け、高品質な靴下を製造・販売する専業メーカーとしての評価を不動のものとする。「靴下屋」のほか、「ショセット」「マイティソクサー」など靴下専門の新店舗チェーンを全国展開。女性層からも熱烈に支持されるようになり、平成12(2000)年には大阪証券取引所第２部に上場を果たした。平成18(2006)年、現社名の「タビオ」へ商号変更。平成20(2008)年には会長に退いた。一代で専業トップの座を築いた「靴下の神様」は創業から54年目の令和４(2022)年、歩行中の交通事故で夫人とともに死去。82歳だった。

無税と思っていた資産移転での落とし穴

みなし贈与に要注意

「あげます」「もらいます」という当事者双方の合意によって成り立つ贈与だが、税法ではそれ以外に、合意がなくても実質的に贈与があったとみなされて課税される「みなし贈与」が存在する。満期保険金の受け取り、財産の低額譲渡、親子間の金の貸し借りなど、「みなし贈与」の可能性はいたるところに存在する。これから年末にかけて、「年内に、今年分の〝暦年贈与〟を済ませておこう」と考え、せっかく110万円枠のルールを守って贈与したとしても、自分では気が付いていない「みなし贈与」がほかにあればトータルで課税されてしまう。無税と思っていた資産移転で多額の税負担が生じることもあり得る「みなし贈与」という落とし穴には要注意だ。

気づかないうちに税金が発生

贈与者の「無償であげます」という意思表示に対し、受贈者が「もらいます」と応えることで、原則として贈与は成立する。つまり、贈与は当事者双方の合意による「契約」であるといえる。

しかし、「双方合意の契約」が存在しない財産の受け渡しであっても、贈与税を課す「みなし贈与」のルールが例外的に設けられている。そうしたケースでは本来の贈与とは異なり、双方の合意が不要なため、当事者間では贈与を行ったという認識がない。だから「気づかないうちに税金が発生していた」ということもあり得る。

満期保険金の受取人は？

みなし贈与の典型例として挙げられるのが、生命保険の満期保険金だ。保険料を支払う契約者と保険金の受取人が異なっていると、満期保険金や解約返戻金に贈与税がかかることになる。仮に、若いころに定期の生命保険に加入し保険金の受取人を妻にしていたとする。そのまま満期を迎えて妻が保険金を受け取ると、妻に贈与税が課されてしまう。贈与税の負担を避けるためには、満期を迎える前に受取人を保険料の負担者本人に変更しておくべきだ。契約者も受取人も夫とする保険なら、保険金は夫の一時所得となるため、所得税が課されるものの、課税対象となるのは「受け取った保険金の総額からすでに払い込んだ保険料または掛金の額を差し引き、さらに特別控除額50万円を差し引いた額の2分の1」のみだ。基礎控除110万円を除いた全額に課税される贈与税と比べて、実際の税負担を格段に軽くすることができる。

すでに保険金を受け取ってしまっている場合は、贈与税の負担を回避するのは難しい。現金の贈与であれば、同じ年のうちに現金を返すことで贈与そのものをなかったことにできる可能性がある。しかし、保険金については支払われた時点で贈与が成立しているとみなされてしまう。後から保険金を返金して贈与をなかったことにしようとしても、税負担を回避するどころか、贈与が2回あったとみなされて二重に課税されてしまう可能性もゼロではない。

低額譲渡が狙われる

ほかに考えられるみなし贈与の可能性としては、財産を「著しく低い価額」で譲渡（低額譲渡）したと判断されてしまうケースが挙げられる。具体例としては、所有する不動産や株式などを子どもに低額で譲渡するような場合だ。2007年の東京地裁の判決では、価額が「著しく低い」かどうかの判断は、その財産の種類や性質、取引の実情をもとに行うとの基準が示された。土地の譲渡については時価の80％を下回るとみなし贈与と判断される恐れがあるという。

みなし贈与と認定されて課税される場合、財産の評価は「相続税評価額」ではなく取引価額で行うことになる。このため、相続税であれば特例が適用される土地や建物などの不動産であっても税優遇を受けられず、事実上割高な税が課されることになりかねない。

負担は「差額」に注意

また低額譲渡の事例としては、一緒に資産の贈与を「負担付贈与」がある。両方ともみなし贈与となる。

続きは本紙をご覧ください。

るのが実情だ。すでに挙げた例のほかにみなし贈与とされたケースとしては「身内同士で無利息などあまりにも低い利息で金銭を貸し借りした」「親が子どもに貸したお金の返済を免除した」「子どもが本来支払うべき税金を親が肩代わりした」――などがあり、みなし贈与の〝落とし穴〟はそこかしこに存在するといっていい。

米国やドイツなどの欧米諸国では相続税と贈与税を一体的に扱うことで、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」が構築されているという。日本でも毎年「税制改正大綱」をまとめるにあたって、これらの国を参考に暦年課税や相続時精算課税など制度の「見直し」を繰り返し盛り込んでいる。相続税務に特化した都内の会計事務所に勤務する若手税理士は、「相続財産を生前に減らしておくことが重要だと考えて、資産を移転する人が増えている。必然的に、税務調査も生前贈与を狙ってくるようになったと感じる。結果として納税者が見落とすことの多い『みなし贈与』もターゲットにされる」と話す。

贈与には当然ながら税金がかかる。だが気付いていなかった「みなし贈与」を後から指摘されると、本税に加えて追徴課税の対象ともなりかねない。加算税や延滞税などのペナルティーを避けるためにも、資産移転にあたっては専門家に相談し、慎重にことを運ぶようにしたい。